

令和2年度悪臭防止法等施行状況調査の結果について

令和4年2月25日（金）

都道府県等からの報告に基づき、令和2年度における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、令和2年度は15,438件（前年度12,020件）で、前年度に比べ3,418件（28.4%）増加しました。

苦情の内訳をみると、野外焼却が最も多く5,536件（全体の35.9%）、サービス業・その他が2,025件（同13.1%）、個人住宅・アパート・寮が1,936件（同12.5%）等でした。

(2) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和2年度末時点で、全国の市区町村数の75.4%に当たる1,313市区町村（前年度1,286市区町村）でした。

(3) 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士の令和2年度末時点での臭気判定士免状取得者数は3,163名（前年度3,218名）でした。

(4) 悪臭防止法に基づく措置の状況

令和2年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情の件数は5,253件（前年度4,495件）でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は1,701件（同1,496件）、報告の徴収は416件（同276件）、悪臭の測定は176件（同78件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは46件（同32件）でした。また、行政指導が1,393件（同1,269件）、同法に基づく改善勧告が5件（同3件）、改善命令が0件（同0件）でした。

3. その他

令和2年度悪臭防止法等施行状況調査の詳細については別紙のとおりです。

また、調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和2年度悪臭防止法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

<https://www.env.go.jp/air/akushu/index.html>

環境省水・大気環境局
大気環境課大気生活環境室
代表 03-3581-3351
直通 03-5521-8299
企画官 鈴木 克彦（内線 6540）
担当 稲熊 大毅（内線 6548）
担当 佐藤 周平（内線 6543）
担当 梶谷 彩加（内線 6549）
担当 堀内 聖矢（内線 6545）

I. 悪臭に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

令和2年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は15,438件であった。これは前年度(12,020件)と比べて3,418件(28.4%)の増加となった(図1)。

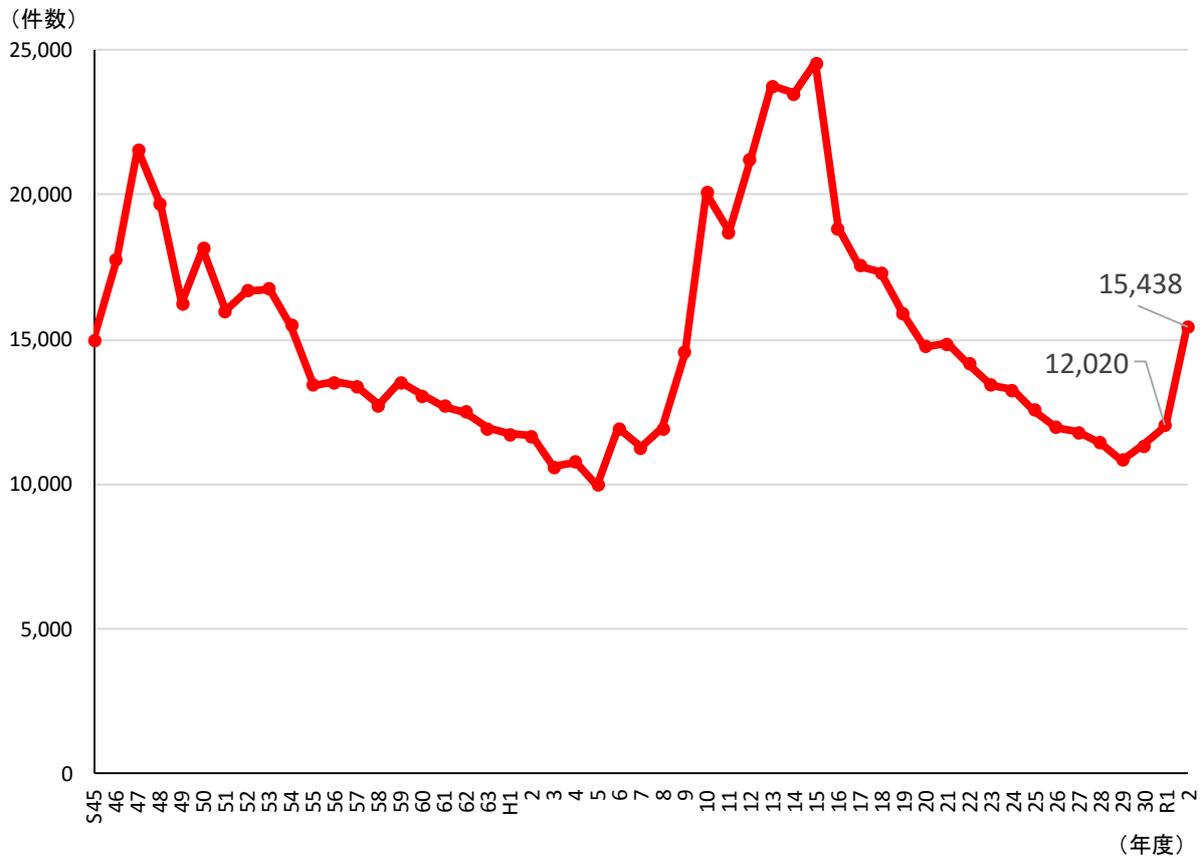


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和2年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却が5,536件（全体の35.9%）で最も多く、次いでサービス業・その他の2,025件（同13.1%）、個人住宅・アパート・寮の1,936件（同12.5%）の順となっている（図2、図3）。

また、前年度と比較すると、野外焼却に係る苦情が1,943件（54.1%）、サービス業・その他に係る苦情が183件（9.9%）、個人住宅・アパート・寮に係る苦情が462件（31.3%）、畜産農業に係る苦情が220件（22.9%）、化学工場に係る苦情が22件（15.0%）、その他の製造工場に係る苦情が55件（6.3%）、移動発生源に係る苦情が19件（55.9%）、建築作業現場に係る苦情が61件（20.8%）、下水・用水に係る苦情が101件（25.1%）それぞれ増加し、飼料・肥料製造工場に係る苦情が48件（18.5%）、食料品製造工場に係る苦情が22件（3.5%）減少した。

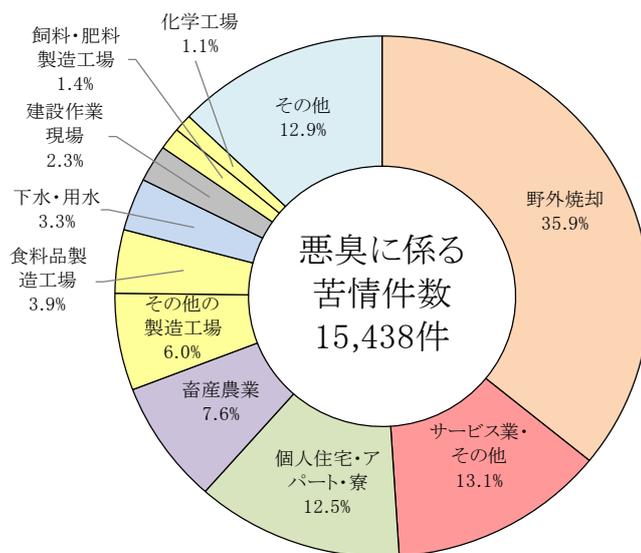


図2 苦情件数の発生源別内訳（令和2年度）

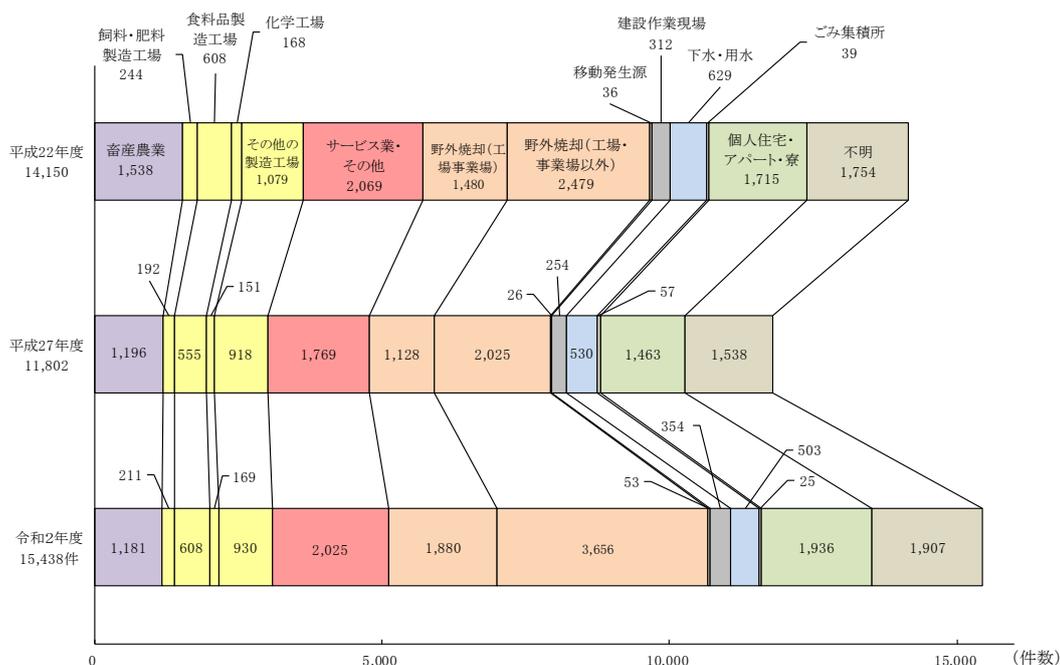


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和2年度の苦情件数を都道府県別にみると、千葉県の1,613件が最も多く、次いで東京都1,344件、愛知県1,299件、大阪府939件、神奈川県914件となっている。上位5都府県で総苦情件数の39.6%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。ただし、人口100万人当たりの苦情件数では、異なる傾向がみられた。(表1)

苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中40都道府県で苦情が増加し、6県で減少した(表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	千葉県	1,613	大分県	272
2	東京都	1,344	千葉県	255
3	愛知県	1,299	三重県	232
4	大阪府	939	沖縄県	226
5	神奈川県	914	茨城県	225
	全国	15,438	全国平均	122

注) 人口は令和3年1月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況

都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況		都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況	
	令和元年度	令和2年度	件数	割合		令和元年度	令和2年度	件数	割合
北海道	183	304	121	66.1%	滋賀県	156	147	△9	△5.8%
青森県	87	67	△20	△23.0%	京都府	225	246	21	9.3%
岩手県	103	132	29	28.2%	大阪府	840	939	99	11.8%
宮城県	126	150	24	19.0%	兵庫県	417	418	1	0.2%
秋田県	101	103	2	2.0%	奈良県	70	104	34	48.6%
山形県	106	94	△12	△11.3%	和歌山県	106	125	19	17.9%
福島県	116	129	13	11.2%	鳥取県	77	64	△13	△16.9%
茨城県	368	654	286	77.7%	島根県	37	54	17	45.9%
栃木県	234	282	48	20.5%	岡山県	88	118	30	34.1%
群馬県	177	241	64	36.2%	広島県	151	180	29	19.2%
埼玉県	469	693	224	47.8%	山口県	105	123	18	17.1%
千葉県	989	1,613	624	63.1%	徳島県	70	70	0	0.0%
東京都	1,089	1,344	255	23.4%	香川県	180	146	△34	△18.9%
神奈川県	605	914	309	51.1%	愛媛県	110	129	19	17.3%
新潟県	253	220	△33	△13.0%	高知県	32	51	19	59.4%
富山県	23	31	8	34.8%	福岡県	486	548	62	12.8%
石川県	89	99	10	11.2%	佐賀県	75	135	60	80.0%
福井県	92	115	23	25.0%	長崎県	148	161	13	8.8%
山梨県	111	169	58	52.3%	熊本県	120	148	28	23.3%
長野県	312	444	132	42.3%	大分県	228	311	83	36.4%
岐阜県	256	353	97	37.9%	宮崎県	158	204	46	29.1%
静岡県	530	587	57	10.8%	鹿児島県	145	226	81	55.9%
愛知県	1,073	1,299	226	21.1%	沖縄県	232	336	104	44.8%
三重県	272	418	146	53.7%	合計	12,020	15,438	3,418	28.4%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和2年度の苦情総数は15,438件であり、そのうち悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは5,253件(全体の34.0%)であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が1,751件(同11.3%)であった。

また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水など規制対象外の発生源に対する苦情が8,434件(同54.6%)であった(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	5,253 (34.0%)	1,751 (11.3%)	7,004 (45.4%)
工場・事業場以外	5,780 (37.4%)	2,654 (17.2%)	8,434 (54.6%)
合計	11,033 (71.5%)	4,405 (28.5%)	15,438 (100.0%)

II. 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和2年度末時点で1,313市区町村（前年度1,286市区町村）であり、全国の市区町村数の75.4%（同73.9%）であった（表4）。

表4 規制地域の指定状況（令和2年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
悪臭防止法地域指定	749	23	483	58	1,313
割合（%）	94.6%	100%	65.0%	31.7%	75.4%

Ⅲ. 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士の令和2年度末時点での臭気判定士免状取得者数は3,163名（前年度3,218名）でした。

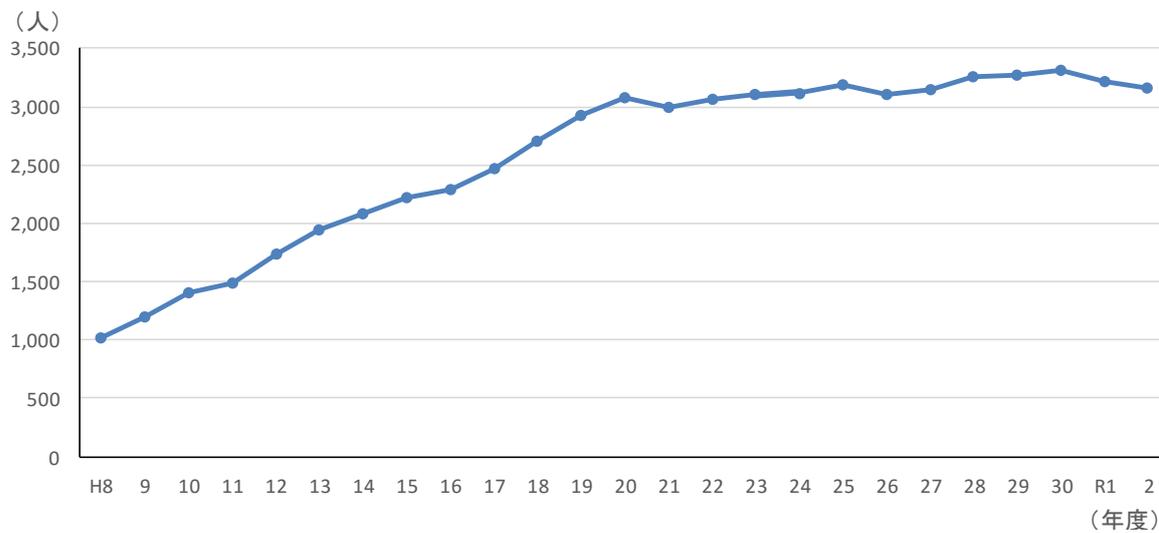


図4 臭気判定士免状取得者数の推移

IV. 悪臭防止法に基づく措置の状況

悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情の件数は 5,253 件（前年度 4,495 件）であった。

これに対して、悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が 1,701 件（同 1,496 件）、報告の徴収が 416 件（同 276 件）、悪臭の測定が 176 件（同 78 件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは 46 件（同 32 件）、改善勧告が 5 件（同 3 件）、改善命令が 0 件（同 0 件）であった。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が 1,393 件（同 1,269 件）行われた（表 5）。

表 5 悪臭防止法に基づく措置等の状況

	令和元年度	令和 2 年度
立入検査	1,496	1,701
報告の徴収	276	416
測定	78	176
（うち基準超過）	32	46
改善勧告	3	5
改善命令	0	0
行政指導	1,269	1,393